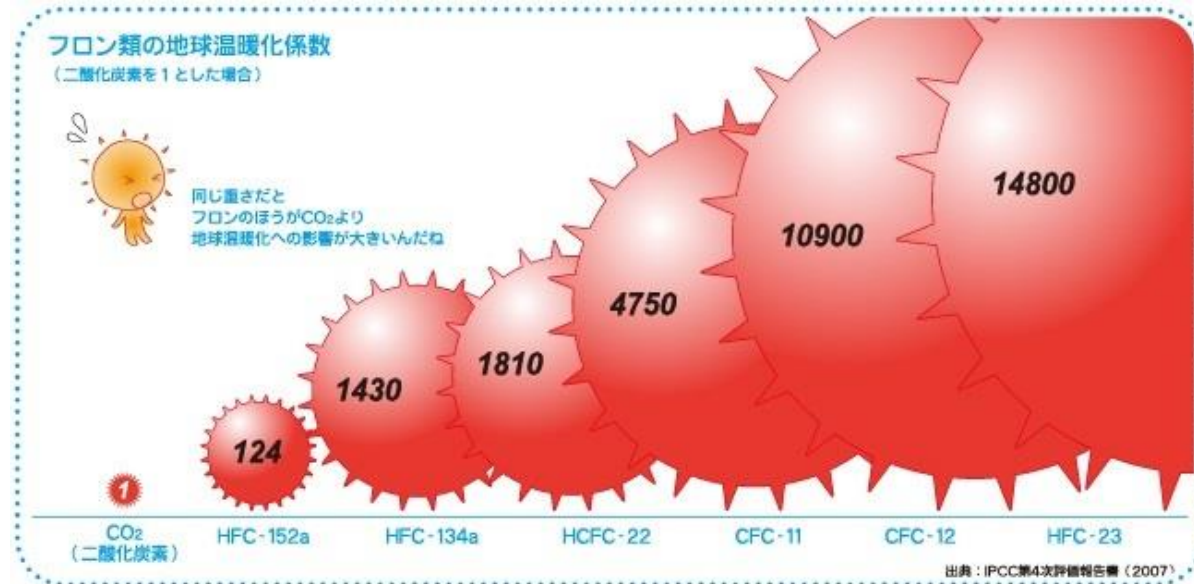
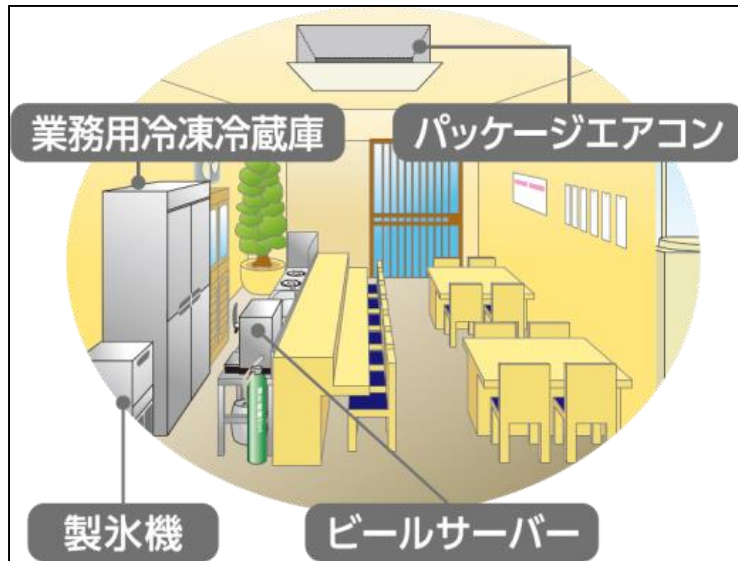

フロン排出抑制法について

埼玉県環境部大気環境課規制・化学物質担当

フロン類について

- フロン類は、冷凍空調機器の冷媒等で広く使用されている化学物質です。
化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体への毒性が小さいといった性質を持っており、エアコンや冷凍冷蔵庫などの冷媒として使用されています。
- 化学的には、炭素とフッ素の化合物、フルオロカーボンの総称です。塩素や水素を組み合わせたC F C（クロロフルオロカーボン）やH F C（ハイドロフルオロカーボン）など、様々な種類があります。
- フロン類は非常に強力な温室効果能力を持っています。



法律の対象機器 = 「第一種特定製品」とは

- 「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器**（エアコンディショナー）及び**冷凍冷蔵機器**であって、**冷媒としてフロン類が使われているもの**をいいます。
- 「業務用」とは、製造メーカーが**業務用として製造・輸入している機器**です。
メーカーが業務用として製造した機器でも、家庭用として販売している場合がありますので、事前に製造メーカーにお問い合わせ下さい。

第一種特定製品



業務用エアコン 冷凍冷蔵ショーケース 定置型冷凍冷蔵ユニット ターボ式冷凍機 等

機器に貼ってあるステッカーで確認

フロン排出抑制法 第一種特定製品	
フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。 フロン類の種類及び量は、下記に記載。	
冷媒	HFC R134a 130g
製品質量	50kg
設置	屋内用



※以下の製品は第一種特定製品には含まれません。

カーエアコン

カーエアコン
(輸送用冷凍冷蔵ユニットを除く)



家庭用として製造された製品

家庭用冷蔵庫

家庭用ルームエアコン



冷媒がフロン類でない製品

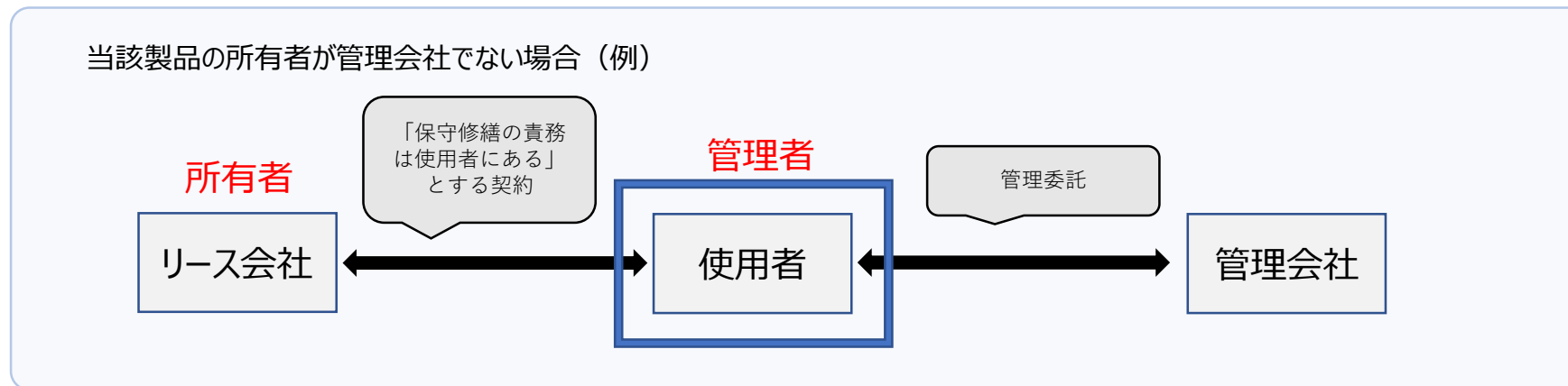
自然冷媒（CO₂、アンモニア、空気、水等）の冷凍・冷蔵機器



第一種特定製品の管理者と充填回収業者とは

- 原則として、**第一種特定製品の所有者が管理者**となります。

例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、その契約相手方が管理者となります。



- 廃棄等実施者は**廃棄等を行おうとする者**で、原則として管理者が該当します。
自ら又は他の者に委託して**第一種フロン類充填回収業者**に、フロン類を引き渡さなければなりません。
※ 廃棄物処理法の排出事業者との違いに注意
- 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備や廃棄時に、フロン類を充填または回収するにあたり、**都道府県知事の登録を受けた者**です。

特定解体工事元請業者とその責務

○ 特定解体工事元請業者

建物等の解体工事を発注しようとする第一種特定製品の管理者（発注者）から
直接解体工事を請け負う建設・解体業者。

○ 特定解体工事元請業者の責務

① 第一種特定製品の事前確認

建設・解体業者は、解体する建物において第一種特定製品の有無を**事前確認**し、
その結果を**書面**で発注者に説明してください。**その書面の写しを3年間保存。**

② フロン類の回収の依頼

フロン類の回収を**充填回収業者**に依頼してください。

（※工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した（委託確認書の交付を受けた）場合）

③ 機器の引渡し

フロン類が回収されたことを確認し、**廃棄物・リサイクル業者**に機器を引渡ししてください。

※引取証明書等によりフロン回収済みであると確認できない場合、その機器の引き取りは拒否されます！

②フロン類の回収の依頼（フロン類が未回収の場合）

- 特定工事元請業者が、発注者からフロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、以下の2種類の方法があります。
- A) 特定工事元請業者が自らフロン類の回収を委託する**
 - 工事の発注者から**委託確認書**をもらい、フロン類の回収を**充填回収業者に委託**してください。
 - 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、**3年間保存**します。廃棄物・リサイクル業者に廃棄する機器を引き渡すときには、**引取証明書の写し**を渡します。
- B) 発注者にフロン類の回収の委託を依頼する**
 - 工事の**発注者**に対し、発注者自ら（もしくは第三者に委託して）フロン類の回収を**充填回収業者に委託**するよう伝えてください。
 - その後はAと同様、工事発注者から**引取証明書の写し**をもらい、廃棄物・リサイクル業者に機器とともに渡します。

③機器の引渡し

- 工事元請業者が、フロン類を回収済みの第一種特定製品の処分を委託する場合、工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す「**引取証明書**」の写しをもらってください。
- **廃棄物・リサイクル業者に引取証明書の写しを添えて機器を引き渡します。**

※引取証明書の写しがないと、廃棄する機器の引取りを拒否されます！

F票 引取証明書(写) 汎用版(主に再委託用) [充填回収業者が保存]

機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にシホを記入)

廃棄する機器の所有者等
 機器所有者の氏名又は名称
 上記の住所
 担当者
 電話番号
 氏名
 F A X

第一種特定製品(廃棄予定時)
 廃棄する機器の品名
 上記の住所
 高圧する機器の種類及び台数
 エアコンディショナー 台
 冷蔵庫及び冷凍機器 台
 解体(修繕等)あり
 解体(修繕等)なし
 フロン類の引渡し先 (右記該当のみに) 第一種フロン類充填回収業者 第一種フロン類回収業者(記入する) 廃棄業者(1)に委託する

取次者(1)
 取次者(1)の氏名又は名称
 上記の住所
 担当者
 電話番号
 氏名
 F A X
 引付の年月日 年 月 日
 下記の者にフロン類を引渡します。(引渡し先を記入)

取次者(2)
 取次者(2)の氏名又は名称
 上記の住所
 担当者
 電話番号
 氏名
 F A X
 引付の年月日 年 月 日
 下記の者にフロン類を引渡します。(引渡し先を記入する)
 取次者(2)に再委託することを承認します。承認の年月日 年 月 日
 第一種フロン類充填回収業者 第一種フロン類回収業者

第一種フロン類充填回収業者
 登録番号
 フロン類引取り完了した年月日 年 月 日
 引取証明書交付の年月日 年 月 日
 第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称
 上記の住所
 担当者
 電話番号
 氏名
 F A X

※平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、上記「第一種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類回収業者」と読み替える。
 下記のとおりフロン類を回収しました。

第一種特定製品の種類	CFC		HCFC		HFC		計	
	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
エアコンディショナー	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
冷蔵庫及び冷凍機器	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
計	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
回収できなかった廃棄物の数量(別紙に記入する)	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg

フロン類が回収できなかった場合の台数及び原因 台 原因:

回収したフロン類の処理方法等

フロン類の引渡し先等 (該当する番号を○で囲む)	CFC	HCFC	HFC	左記の処理番号	容器識別番号	フロン類再生・破壊管理番号の位置番号
1: 破壊業者(※1)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg R		
2: 再生業者(※2)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg R		
3: 自ら再生(※3)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg R		
4: (施行規則)第49条第1号に規定する者(※3)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg R		
5: 燃費	1 2 3 4 5	kg	kg	kg R		

引渡し先(※4)

1: 破壊業者 2: 再生業者 3: 自ら再生したフロン類の充填先 4: 第49条1号の例外による業者

都道府県 住所
 許可・認定番号 氏名又は名称
 電話 自ら再生した場合の再生した年月日(※5) 年 月 日
 F A X フロン類引取り又は充填を終了した年月日 年 月 日

※1 上記の1:破壊業者 2:再生業者 3:自ら再生 4:燃費 5:燃費(フロン類再生・破壊管理番号)を使用する場合は、容器識別番号及びX番号の位置番号を必ず記入する。
 ※2 平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「自ら再生」を「自ら再利用」と読み替える。
 ※3 平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「(施行規則)第49条第1号に規定する者」を「管轄庁による業者」と読み替える。
 ※4 引渡し先が複数ある場合は、F票をコピーして使用する。
 ※5 引渡し先を「3:自ら再生」とした場合のみ記入する。
 発行元:一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

引取証明書(例)
 (出典) 日本冷媒・環境保全機構

罰則規定（特定解体工事元請業者）

- 責務を果たさず**フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金**に処せられます。
- **工事元請業者は、都道府県の指導監督（報告徴収・立入検査等）の対象**となりました。

事案概要

- 八王子市の解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員計3人と、法人としての両者をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月に東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は**全国初**

違反内容

(1) 自動車販売会社

- **フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い**
法第43条第2項違反（委託確認書不交付）
罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

(2) 建物解体業者

- エアコンに充填されている**フロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い**
法第86条違反（みだり放出）
罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

フロン排出抑制法について

- 埼玉県 フロン排出抑制法について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kaishuu.html>

- 環境省 フロン排出抑制法ポータルサイト

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

- 経済産業省 フロン排出抑制法の概要

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_furon_outline.html

～ 本講義に関する問合せ先 ～

埼玉県大気環境課 規制・化学物質担当 (TEL : 048 - 830 - 3058)